

# 小田原市介護保険条例等の一部改正について

## 1 改正の背景

高齢者を在宅で介護されている家族の経済的負担の軽減を目的として実施している家族介護用品（紙おむつ等）支給事業については、介護保険法による地域支援事業の任意事業として実施しておりましたが、国より、任意事業としての家族介護用品支給の廃止・縮小、また、継続実施の場合には別の区分への移行を求める方針が示されているところです。

このことから、本市において家族介護用品支給事業を引き続き実施するに当たり、小田原市介護保険条例及び小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正するものです。

## 2 改正する条例等

- (1) 小田原市介護保険条例
- (2) 小田原市介護保険条例施行規則

## 3 改正の内容

国の方針を踏まえ、家族介護用品支給事業について、現行の介護保険法第 115 条の 45 の地域支援事業（介護保険料のほか、国・県・市の財源により実施）から、同法第 115 条の 49 の保健福祉事業（介護保険料のみを財源として実施）することとし、小田原市介護保険条例に保健福祉事業を行うことを、小田原市介護保険条例施行規則に保健福祉事業として家族介護用品支給事業を行うことを明記することとします。

## 4 条例及び規則の施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日